

市立函館恵山病院医療安全管理体制委員会規程

(設置目的)

第1条 市立函館恵山病院における医療安全管理体制を討議・検討し，その効率的な推進を図るため，医療安全管理体制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は，次の各号に定める委員をもって構成する。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 院長 | 1名 |
| (2) 副院長 | 1名 |
| (3) 医師 | 若干名 |
| (4) 事務長 | 1名 |
| (5) 看護科長 | 1名 |
| (6) 看護師長 | 3名 |
| (7) 薬局長 | 1名 |
| (8) 放射線技師 | 1名 |
| (9) リハビリ職員 | 2名 |
| (10) 管理栄養士 | 1名 |
| (11) 臨床工学技士 | 1名 |
| (12) 事務職員 | 若干名 |

(13) その他，市立函館恵山病院長（以下「病院長」という。）が必要と認める職員

2 委員会に委員長，副委員長を置き，病院長がこれを指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員の任期は，1年とする。ただし再任を妨げないものとする。
- (2) 欠員により補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は任期が満了した場合においても，新たに委員が選出されるまでは，第1号の規程に関わらず引き続きその職務を行うものとする。

(業 務)

第4条 委員会は、月1回開催し、事故が発生した場合には、別に定める報告書による報告を求め、次の各号における事項を調査・審議する。

- (1) 誤薬に関する事項。
- (2) ベッドからの転落に関する事項。
- (3) 熱傷に関する事項。
- (4) 盗難に関する事項。
- (5) 無断離院に関する事項。
- (6) 自傷行為に関する事項。
- (7) その他上記以外に関する事項

2 委員会は、前項の調査・審査結果を速やかに病院長及び委員長へ報告しなければならない。

3 委員会は、必要に応じて医療事故調査チームを設置することができる。

(運 営)

第5条 委員長は、第4条第1項の定期的な委員会開催を運営するほかに、下記の事由があった場合、臨時に委員会を開催しなければならない。

イ 第4条第3項に定める医療事故調査チームからの要請があった場合。

ロ 病院長又は委員長が、委員会の招集を必要と判断した場合。

2 委員会の議長は、開催毎に委員の互選により決して行う。

3 委員長は、特に必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聴取する。

4 議長も採決に加わり、賛否同数の場合は、委員長の意見により決する。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容は記録し、5年間保存する。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、事務職員において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が定める。

附 則

この規程は平成14年7月30日より施行する。

平成19年 1月 1日 改訂

平成24年 2月 1日 改訂

平成24年 4月 1日 改訂

平成25年 5月10日 改訂

平成27年 4月 1日 改訂